

【改訂版】入札制度改革基本方針の取組みについて

入札制度改革基本方針「4 調達取組内容」		令和3年度		
		取組み	具体的内容	成果・結果
(1) 制限付一般競争入札	市内企業の育成にも配慮しつつ競争性を確保する観点から、制限付一般競争入札の対象工事は現在の2,000万円以上として、競争参加可能者数を考慮したうえで対象工事の拡大又は縮小も含めて検討していきます。	○制限付一般競争入札対象工事の拡大又は縮小	○対象案件の拡大は、現行の設計金額2,000万円以上から1,000万円以上への引き下げを検討する。 ○縮小については、入札参加者数を指名競争入札と比較検証する。	○一般競争入札結果では、平均参加者数が建築一式工事において指名競争入札時の選定業者数に比べ少ない結果となったことや事後審査などの事務増加に対する対応が難しいことから一般競争入札の拡大については見送った。 ○土木一式工事、水道施設工事においては指名競争入札の参加者7者より多い結果となり、一般競争入札の縮小については見送った。
(2) 指名競争入札	指名競争入札により、市内企業の受注機会の確保に対し配慮が可能であるため、公正性、経済性及び適正な履行を確保しつつ、効率的な事務処理をします。	○市内企業の受注機会の確保	○受注状況を加味した業者選定による指名競争入札を実施する。 ○工事発注時期の平準化を図る。	○企業への発注が均衡になるよう、指名本数、受注工事等を考慮し指名競争入札を実施した。 ○債務負担行為を活用した工事を土木一式工事で9本入札執行した。
(3) 制限付一般競争入札総合評価落札方式	実施件数が少ないことから、試行を通して評価項目の選定や評価点の配分の効果等を検証し、制度化に向けた課題等の整理を行います。	○総合評価落札方式対象枠の拡大検討 ○市内での施工実績の評価を検討	○総合評価に適應する案件について実施する。 ○市内での施工実績を評価項目に追加することを検討する。	○特別簡易型9件を実施した。 ○市内での施工実績を評価項目に加えた総合評価落札方式の入札を実施し、実際に評価を受けた企業があった。
(4) 予定価格	予定価格の公表については、工事や設計監理等の委託の一部のみとなっておりますが、その他の調達案件についても、検討を行います。	○予定価格の公表	○予定価格について、国の方針はあくまでも事後公表であるため、事後公表について検討する。	○県内の調査結果から、県及び県内の自治体26市(全39中26市で約67%)で事前公表を実施している状況であった。事前公表のメリット、事後公表のデメリットを総合的に勘案し、事前公表を継続することとしたが、今後も検討を継続することとした。
(5) 最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を下回る工事の入札があるため、工事の手抜き、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底など、工事の品質確保に支障が生じかねない状況があります。このため、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を適切に活用し、ダンピング受注の排除を徹底します。具体的には、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格について、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」を踏まえた算定方式の改定等により適切に見直します。	○最低制限価格の設定方法について検討	○令和2年度の入札から最低制限価格等の算定式見直しを行ったが、引き続き公契連モデルについて検討する。	○公契連モデルとの差があるものの、算定式見直しを令和2年度から実施したばかりであり、引き続き国、県、他市の動向を注視することとした。 ○著しい低価格受注による工事の品質の低下を防止するためにも、低入札調査基準価格等についても引き続き検討することとした。
(6) 市内本店企業への優先発注・発注拡大	市内本店企業への優先発注に努め、発注拡大の検討も進めます。ただし、市内本店企業からの調達が困難な場合や競争性が確保できない場合などには、市内支店企業、市外企業を含め調達を行います。	○市内本店企業への発注拡大検討	○建築一式工事において市内本店企業限定で実施する設計金額を拡大して試行し、本店企業への発注拡大の可能性を探る。なお、土木一式工事は令和2年度、水道施設工事は令和3年度から本格実施となった。	○建築一式工事において、市内本店限定の入札を令和元年度は1件、令和2年度は3件実施したが、試行案件数、入札参加者数ともに少なく、十分な検証ができないことから、令和3年度も試行を行ったが、対象案件がなかったことから試行を継続することにした。
(7) 工事における品質確保	これまでの監督員の施工プロセスチェックリストによる監理を継続実施するとともに、工事施工中の現場確認の強化や工事成績評価を入札に反映することによる企業対応(品質、出来形など施工管理に対する工夫、改善)の促進など、より良い品質の確保を目指した取組みを進めます。	○施工プロセスチェックリストの見直し ○新たな公共工事コスト改善プログラムの運用及び周知。	○施工プロセスチェックリストの内容等の見直しを図った。 ○新たな公共工事コスト改善プログラム(R3年度工事分から対象)に則りコスト縮減に取り組む。	○施工プロセスチェックリストを県に準じて内容等の見直しを行い運用を開始した。 ○各事業課からの取組み報告により現行プログラム(～R2年度工事)の精査を行った。 ○R2年度に改定した新たな公共工事コスト改善プログラムについて技術職員研修会及び小牧市公共工事コスト縮減対策に関する行動計画策定委員会幹事会にて周知を図った。
(8) 技術力の向上	市内企業の技術力向上のため、工事検査における指摘事項や標準仕様書等の改正にかかる情報などを企業に伝える方策の整備、研修会の開催などを進めます。	○優良工事表彰制度の運用	○R2年度に制定した優良工事表彰制度に則りR3年度の工事に対して運用を開始した。	○令和3年2月1日に施行した「小牧市優良工事施工業者表彰要領」に則り令和3年度に完了した工事を対象に工事検査を実施した。
(9) 関係機関との連携【新規】	建設業については、毎年小牧商工会議所内の建設業者の集まりである建設業部会と意見交換会を実施しておりますが、他の物品調達についても小牧商工会議所等関係機関との連携を図り、市内企業が参入しやすい環境づくりの検討を行います。	○小牧商工会議所との連携	○小牧商工会議所建設業部会との意見交換会を継続する。 ○建設業部会以外との連携も調整する。	○新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により書面にて意見交換を実施した。 ○コロナ禍で他の部会との調整は次年度以降とした。
(10) 新規企業の参入【新規】	調達案件に関し、参加可能な企業の情報を得る手段を検討し、新規企業の参入を図っていきます。	○小牧商工会議所と連携し、新規企業の参入を図る。	○新規企業が入札参加資格申請方法の情報を得る機会を検討する。 ○新規企業が参入できる環境や手段について検討する。	○入札参加審査申請の登録ができることを市広報や商工会議所発行の会報に掲載し、周知した。 ○新規企業が参入しやすい環境を整備するため、オープンカウンタ(公開見積)を実施した。
(11) 適正な労働環境の確保【新規】	市の調達する事業等について、労働者の賃金へのしわ寄せや事業・サービスの品質の低下が生じることのないよう、労働者の適正な労働環境の確保を図るための取組について検討します。	○適正な労働環境の確保	○完全週休2日制工事の試行を実施する。 ○労働環境に配慮し適正な履行と良好な品質の確保を図るため、労働環境チェックシートを活用する。	○完全週休2日制工事の試行を行い、土木一式工事2件において実施した。 ○上記工事において労働環境チェックシートにより確認を行った。
(12) その他	入札制度改革の基本的方向に則した施策について、調査・研究するとともに、有効な施策については、その施行に向けて積極的に取り組めます。	○入札制度改革の検証及び継続的改善 ○職員研修 ○入札に対する職員の意識啓発 ○有効な施策の実施	○入札制度改革検証委員会を定期的に開催し、具体的取組の検証を行うとともに継続的な制度改善を進める。 ○国が示した「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえながら、適切に取組を検討していく。 ○職員への研修を開催する。	○入札制度改革検証委員会(3/24)を開催し、建築一式工事における市内本店企業への優先発注拡大の審議などを行った。 ○国や県が主催する指針に関する説明会等に参加し理解を深めていく中で、市としての課題を整理し、今後の方向性を踏まえて取り組んだ。 ○官製談合防止法研修(10/29)を開催した。 ○入札制度改革基本方針の取組みについて、市ホームページにて公表したことを商工会議所発行の会報に掲載し、周知した。